第２５回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委　員　出　欠　表

第２５回定例会　　令和７年４月２８日

開会　１３時３０分　　閉会　１５時４０分

出　席　委　員　　会長 依田　繁二
（２２名）

１ 小野澤　文利
２ 笹平　民男
３ 楢原　龍太郎
５ 小野　高男
７ 小宮山　信幸
８ 保科　正行
１０ 井出　藤男
１１ 田口　千秋
１２ 比田井　尚良
１３ 田中　章
１５ 上原　真由美
１６ 倉嶋　慶和
１７ 武舎　和久
１８ 山田　貴司
推進 上原　敦夫
推進 五十嵐　秀人
推進 伊藤　茂
推進 白石　文生
推進 大塚　和信

欠　席　委　員　　１４ 柳澤　大作

議事録署名委員　　２ 笹平　民男　　３ 楢原　龍太郎

出　席　職　員　　農業委員会事務局
（７名）

事務局長　重田　雄一
事務局次長　小林　誠司
事務局　佐々木　大輔
事務局　鈴木　優
事務局　福川　佳菜子
事務局　堀　涼佳
事務局　小林　千恵美

議事　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第３条の規定による適格者証明について
議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第５号　農用地利用集積等促進計画について

第１回農業経営改善計画認定意見聴取について

※　会場　　勤労者会館２階　大会議室

事務局　　皆さん、こんにちは。時間となりました。今日は柳澤委員がお休みになります。皆さん揃いましたので、今年度最初の総会ですのでよろしくお願いします。開会の前に、令和７年４月１日より新たに委員となられました倉嶋さんより自己紹介をお願いしたいと思います。

倉嶋委員　　皆さん、こんにちは。祢津の北沢委員の後任で、東町出身の倉嶋です。１年間お世話になりますがよろしくお願いします。

事務局　　改めまして、今年度この体制で参りますので、よろしくお願いします。また、事務局側に人事異動がありましたので、議案説明の際にご紹介します。農業農村支援センターの事務局長、事務局次長も変わりましたので、全協終了後、令和７年度農林関係事業についてというところで触れさせていただければと思います。よろしくお願いします。
　それでは、開会を会長代理の方からお願いします。

舩田代理　　春本番を迎えまして、山々は新緑が大変綺麗な時期になりました。今日は少し涼しいですが、１０日前は３０度を超えるような初夏というよりも真夏を思わせるような陽気になってきています。田植えの準備等、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、大変御苦労様です。ただいまより、第２５回定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局　　ありがとうございます。続いて、会長から挨拶をいただきまして、その後、議事録署名委員の指名と議事進行につきましてもお願いします。

会長　　皆さん、こんにちは。早速ですが、３月末に県農業委員会の臨時総会があり、国は食料・農業・農村基本計画を公表するとし、農業施策は大きな転換点を迎えようとしています。１０年後は農業耕作者激減時代が来ると予想されます。この環境下で東御市農業委員会が東御市に提出した意見書の回答を確認しますと、遊休農地発生防止については、令和５年度から継続事業としている遊休荒廃農地普及事業補助金の地域農業者への事業周知していくこと、地域計画の策定、目標地図の見直しについては東御市が軸となり委員会をはじめ、関係団体との役割を分担し市内全域で開催すること、第３次東御市農業振興計画の着実な推進については、農地の集積面積、耕作放棄地の面積、環境に

配慮した農業の取り組み面積、市内ワイナリー数、これらの４項目の目標を掲げています。庁内で自己評価を行い持続的振興を図り、関係機関と一体的な連携による取り組みを進めるとありますので、我々に対する期待が大きいものがあります。委員が一体となってご協力をお願いします。

４月の主な会議は８日に都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会が開催され、２１日に東御市都市計画審議会が開催されました。２４日には１９５６年に旧東部町がブドウ栽培を始めて今年で６９年目を迎えますが、巨峰栽培の歴史の継承としてサンファームとうみで巨峰植樹祭が行われ農業委員会代表で出席させていただきました。以上、報告とします。

それでは、本日の議事録署名は２番の笹平委員と３番の楢原委員にお願いします。

第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について、案件が４件出ています。事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。

３－１　〇〇番地、図面は１ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、管理が出来ないため譲り渡すものです。譲受人は、空き家に付随する農地として譲り受けるものです。申請地では、キャベツを栽培します。譲受人自宅から車で〇〇分と問題ないと判断しました。

３－２　〇〇番、図面は２ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、管理が出来ないため、譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため、譲り受けるものです。すでに〇〇として認定された〇〇で、申請地ではワイン用ブドウを栽培する予定です。譲受人農地から徒歩〇〇分で問題ないと判断しました。

３－３　〇〇番、図面は３ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人、譲受人ともに〇〇の方です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、管理が出来ないため譲り渡すものです。譲受人は新規で農業を始めるため、譲り受けるものです。譲受人の〇〇は農業経験があり、〇〇人で耕作をしています。申請地ではネギを栽培する予定です。譲受人自宅から徒歩〇〇分で問題ないと判断しました。

３－４　○○番他○○筆、図面は４ページをご覧ください。○○に隣接する○○にある農地です。譲渡人は○○の方です。譲受人は○○です。譲受人は、○○におけるワイン振興事業と一体的に取り組みを充実させるため、譲り受けるものです。申請地では、クルミを栽培する予定です。譲受人農地から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

議長（会長）　ありがとうございました。それでは、番号１の案件につきまして、伊藤委員より説明お願いします。

伊藤委員　よろしくお願いします。譲受人の○○ですが、資料の１ページに○○と書いてあり○○の少し上ですが、○○があってそこを譲ってもらったらこの土地も譲り受けて欲しいという話です。野菜を作りたいということで聞いています。特別問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長）　ありがとうございました。それでは、番号１の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、それでは採決に入ります。番号１の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　ありがとうございました。賛成多数と認め、決定といたします。続きまして、番号２の案件につきまして、田中委員より説明をお願いします。

田中委員　よろしくお願いします。場所につきましては２ページをご覧になっていただきたいと思います。○○の約○○メートル下にある農地です。譲渡人は○○です。昨年○○が亡くなり、相続により取得した農地です。長年、荒廃地化していて今後も管理は出来ないということで、売却になりました。譲受人は○○であり、○○、○○で○○と○○を設立し、○○に下の農地の○○ほど○○を通して購入し、ワイン用ブドウの栽培を始めました。代表の○○ですが、現在、○○に住んでいますが、主に○○を行っている状況です。○○よりワイン用ブドウの栽培の規模拡大をするために、農地を探していましたが、今回の農地の他に、約○○ヘクタールほどの農地を見つけ、○○を通して購入する予定となっているようです。周辺農地もワイン用ブドウが栽培されていますので、特段問題ないと思いますが、ご審議の方よろしくお願いします。

議長（会長）　　ありがとうございました。それでは、番号２の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号３の案件につきまして、山田委員より説明をお願いします。

山田委員　　それでは説明をさせていただきますが、よろしくお願いします。資料は３ページをご参照いただければと思います。譲渡人の〇〇ですが、昨年、〇〇が亡くなられて、相続をしてこの畑を取得されたということですが、基本的にはこちらに住んでおらず、農業経験もなくて、相続はしたもののこの農地の維持管理が難しく、非常に困難であるということから、今回の申請に至ったということです。譲受人の〇〇は〇〇の自宅から道を挟んで隣ぐらいの位置関係にはなりますが、経営面積が〇〇ということです。この方も〇〇で事業をやっていましたが、そちらを整理して、〇〇と一緒に農業をしながら、〇〇関係のアルバイトもして今後のことを考えられているようです。事務局の説明にもありましたが、ネギの栽培をしていくということです。場所的にもこの畑は譲受人の〇〇からすぐ近くですので、特段、懸念されるような事項はないと思われますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）　　ありがとうございました。それでは、番号３の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願します。ないようですので、採決に入ります。番号３の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号４の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員　　それではよろしくお願いします。資料は４ページになります。〇〇から〇〇に向かって山道を登ったところに、かつて〇〇が盛んな頃に造られた〇〇の〇〇があります。栽培が少なくなりましたので、長年、〇〇としては使われていなかったのですが、昨年度、〇〇の払い下げで〇〇が取得して、概ねワイン用ブドウ栽培に使うようなプランになったそうです。資料を見ていただくとわかりますが、細長い農地

があり所有者は〇〇です。〇〇に譲渡の話をしたところ、〇〇の方も受け入れたということで今回の申請になりました。農地は遊休農地で草刈程度はしていて、古いクルミの木が残っています。形状的にも使い勝手は良くないのですがクルミ等を作るという予定です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）　ありがとうございました。それでは番号４の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員　ワインの振興のために土地を払い下げて、クルミを作りますということに理解出来ないものがあります。もう少し詳しく教えてもらいたいという気がします。

事務局　今のお話の中で、遊休農地にはなっています。クルミが植わっているというよりは雑木状態になっています。〇〇のシンボルであるワイン振興とともにクルミの木を植えて、将来的にはこの農地がワインの苗を植えて、それと同時に農福連携の福の働き手をそこで雇い、仕事をしていただきます。その中でワインの木とともに、クルミの木もあれば、将来的にワインだけでなく、他の作物で使われる可能性もあります。クルミには種類があって、何種類かをそこに植える予定でいます。

議長（会長）　ただいまの説明でよろしいですか。

五十嵐委員　この農地の管理は、〇〇でやるのでしょうか。

議長（会長）　事務局、説明お願いします。

事務局　〇〇の土地になっていますので、〇〇が管理することになりますが、現在、この地図の下の部分に関しましては、〇〇という組織があり、そこでワイン振興の連携協定を結んでいて、ここにワインの原木園という形で苗木を植える段取りをしています。管理に関しては、現在、近隣で〇〇を飼っている〇〇という方が、この敷地に牧草を植えて管理をしていただいていますので、しばらくは〇〇に継続して管理をしていただきます。いずれは、こちらの原木園にワイン用ブドウの苗木を植え、一部は宅地になっていますので、施設を建ててお客様に来ていただけるようにしたいという計画があります。民間の活力でどうしていくかということを検討しているところです。ここにクルミの

苗木を植えて、ワインがあったり、クルミを見たり、そこで収穫したりというようなことを、ひとつの〇〇の拠点と観光も含めた場所にしていきたいということです。

議長（会長）　よろしいですか。

五十嵐委員　はい。

議長（会長）　他にご質問ありませんか。

白石委員　事由の欄に合計面積が〇〇平方メートルということですが、〇〇の所有の農地面積の合計という理解でよろしいですか。

事務局　この面積については、〇〇が農地として所有しているすべての合計の面積になっています。内訳としては、〇〇、〇〇、〇〇の合計がこの面積になります。

白石委員　わかりました。

議長（会長）　他の方はご質問ありますか。ないようですので、採決に入ります。番号４の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、第２号議案、農地法第３条の規定による適格者証明について、適格者証明の内容については前回、事務局の方で答えてありますが、それも含めまして説明をお願いします。

事務局　議案第２号、農地法第３条の規定による適格者証明について説明します。農地法第３条の規定による適格者証明ですが、競売農地の入札参加にあたり、参加者が農地を所有する適格者かを証明するものとなります。そのため、申請書は適格者の証明を受けた後に、競売の入札に参加し、落札出来た際には改めて農地法第３条の規定による許可申請を経て、所有権移転をするものになります。

番号１　〇〇番〇〇筆、図面は５ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。〇〇の案件です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、〇〇の方です。譲受人は、住所は〇〇ですが、〇〇に宅地と農地があり、〇〇にも農地があり、耕作をしています。〇〇番には農業用倉庫が建っており、〇〇番〇〇は少し荒れてい

る状況ですが、取得後は伐採し、耕作が出来る状況にします。申請地ではニンニクを栽培予定です。譲受人の農地から車で〇〇分と問題ないと判断しました。この案件についての入札は〇〇月にあります。なお、冒頭申し上げましたとおり、本案件の申請者が落札者となり、所有権移転に伴う農地法第３条の申請が提出された際に、本申請と同一の内容の場合は、専決処理出来ることについても合わせてご審議をお願いします。

議長（会長）　ありがとうございました。それでは、武舎委員より説明をお願いします。

武舎委員　ただいま事務局よりお話がありましたところに補足させていただきます。〇〇は〇〇歳で、〇〇が〇〇で農業をやっておられて、〇〇歳ぐらいの時に亡くなってから、〇〇がそこを継いでやっていました。〇〇が〇〇歳、今も現役でネギ、ニンニク、水稲等を中心に大きくやっています。住所が〇〇ですが、〇〇歳の時から〇〇に住所を置きながら行ったり来たりしていますが、今、３分の２ぐらいは〇〇の方で、農業を中心にやっているということです。農業が専業になって〇〇年ぐらい経ちましたと報告を受けました。内容については昨年、〇〇から耕作証明書等も出ており、また営農計画でニンニクを中心にやっていくということであり、〇〇の〇〇で落札した土地を少し持っているそうです。面積等は、〇〇弱で段々畑の３つの土地です。適格者であるかどうかということについては、農業を長くやっておられるのでいいと思います。車で現在のところに通うと〇〇分あります。落札した折には申請をすると言っておられました。

議長（会長）　ありがとうございました。それでは、番号１につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

杉田委員　〇〇に在住の方でこちらへ来て、ニンニク栽培をするということですが、この適格者証明について耕作は何年やるのかという縛りはありますか。お聞かせください。

事務局　ただいまの質問にお答えします。農地法改正により、下限面積の要件、３年３作はなくなりました。また、この４月から申請書に変更があり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況が、ご自身でこちらに過去に権利取得後の農地等を耕作または事業に供することなく、取得後３年以内に他者に譲渡し、もしくは使用及び収益を目的と

する権利を設定し、または農地以外、人のものにする行為を行ったかどうかの部分について申告するところがありますが、ここで該当ありになった場合は、基本、農地法３条として今後取得出来ないというようにはなります。また今回の案件については、譲受人の方に３年間は必ず耕作していただくようにというご署名もいただいています。

議長（会長）　ありがとうございました。今の説明でよろしいですか。

杉田委員　はい。わかりました。

議長（会長）　他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、第３号議案、農地法第４条の規定による許可申請について、案件が１件ありますが、事務局より説明をお願いします。

事務局　第３号議案、農地法第４条の規定による許可申請について説明します。

４－１　○○番の一部他○○筆、資料は６ページ、７ページです。○○の○○にある農地です。住宅敷地の申請です。申請者は○○の方です。現在、○○の○○に接している○○で暮らしていますが、○○による道路拡幅工事に伴い○○を新築する計画です。第３種農地に該当するため、転用は問題ないと判断しました。

議長（会長）　ありがとうございました。それでは、番号１の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員　はい。説明いたします。６ページ、７ページをご覧ください。内容は○○の○○が拡幅で移転するということです。土地も○○の土地になります。図面にありますように、○○と○○の中間にある畑を○○にするということです。７ページを見てもらうとよくわかりますが、細長いところを道路として上がっていって、その上の広いところに建物を建てるという構想になると思います。本人の土地でもありますし、特に問題ないと思いますのでご審議お願いいたします。

議長（会長）　ありがとうございました。それでは、番号１の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようで

すので採決に入ります。番号１の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　　全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、第４号議案、農地法第５条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　第４号議案、農地法第５条の規定による許可申請について説明します。今回は計画変更が１件、新規が６件あります。計画変更１については番号１と関連があるため、一括で説明します。

計画変更１、５－１　○○番他○○筆、計画変更、所有権移転になります。資料は８ページから１０ページです。○○の○○にある農地です。計画変更申請で、○○から○○への変更です。譲受人は、○○の会社、譲渡人は、○○の会社です。当初は○○年○○月に○○等として許可を受けたのですが、経済状況の変化、リーマンショックの影響、経営方針の変更により、○○の建設は断念し転用事業は行われていませんでしたが、この度、許可より約○○年経過の後、他業者による○○として利用を計画するものです。なお、開発行為の届出の関係ですが、今回の案件は造成に該当しないとのことから本来開発行為の届出は不要ですが、地元との合意形成を諮ってほしいとの市の考えから、届出を提出するよう申請者へ依頼済みとのことを生活環境課より聞いております。第２種農地ですが、代替性がないと考えられるため、転用はやむを得ないと判断しました。

５－２　○○番、所有権移転、農振除外案件です。資料は１１ページから１３ページになります。場所は○○沿いの○○にある農地です。内容は共同住宅、駐車場の申請です。譲受人、譲渡人ともに○○の方です。譲受人は申請地付近で共同住宅の経営をしていますが、○○の開通による○○の道路用地買収により経営が出来なくなることから、代替地として、当該地への共同住宅の新築を計画したものです。第１種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

５－３　○○番他○○筆、所有権移転、農振除外案件です。資料は１４ページから１６ページです。場所は○○交差点の○○にある農地です。資材置き場、倉庫の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は申請地の隣接地に居住しており、○○として、外構工事や各種基礎工事を中心に○○を営んでいます。今回事業の拡大に伴い、住宅近隣で資材置き場を確保するという計画です。第２種農地で代替性がないと考えられるため、転用はやむを得ないと判断し

ました。

５－４　○○番他○○筆、所有権移転です。資料は１７ページから１９ページです。場所は○○にある農地です。駐車場、資材置き場の申請です。譲受人は○○の会社、譲渡人は○○の方です。譲受人は○○を営んでおりますが、敷地が手狭になっていることから会社近くの申請地を駐車場、資材置き場として転用を計画するもので、譲渡人は、譲受人の申し出に応じたものです。第３種農地で用途区域内に該当するため、転用はやむを得ないと判断しました。

５－５　○○番、所有権移転です。資料は２０ページから２２ページです。農振除外案件です。場所は○○にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに○○の法人、人物になります。譲受人は申請地付近で○○、○○、○○の販売を行っていますが、敷地内の駐車スペースは○○台分しかなく、休日の来客に対応するための駐車場確保が急務であることから、申請があったものです。第１種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

５－６　○○番、所有権移転です。資料は２３ページから２５ページになります。場所は○○の農地です。譲受人は○○、譲渡人は○○の方です。譲受人は○○を営んでおり、○○に資材置き場はあるものの、○○に置き場がないため事業、活動がしにくく今回の申請に至ったものです。なお、譲受人は、今後事業の拠点を○○に移すことを検討しており、○○の資材置き場は手放す予定とのことです。第２種農地ですが、代替性がないと考えられるため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長）　ありがとうございました。それでは、計画変更１と番号１が関連していますので、楢原委員より説明をお願いします。

楢原委員　資料８ページ、９ページ、１０ページの○○の○○という○○の建物があり、○○が○○になっていますが、その上に大きな土手があり、その上の土地になります。以前、○○が大分前に○○を造るということで転用しましたが、顛末書に諸般の事情で○○が造れなかったということです。そのまま農地に戻すことはなくずっと所有していて、今度、○○が○○として使いたいという申し出があって、それを受けたということです。もう農業をやるというような場所ではなく、別荘が周りにちらほらとあってその上は山で、牧草畑として草だけ刈って管理はされていたようですが、新しく○○が活用してもらえるのであれば、その方がいいとは思っています。

議長（会長）　　ありがとうございました。計画変更１、番号１に対し両方の質問を受けたいと思います。ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員　　９ページ、１０ページの図面でいきますと、〇〇敷地で〇〇の設置だけでしょうか。場合によっては、上下水道の設備等も必要ではないかと思います。図面を見るだけでは、その計画が見えないのですが、いかがなものでしょうか。

議長（会長）　　事務局から説明をお願いします。

事務局　　小野澤委員のご質問にお答えします。資料の８ページをご覧ください。〇〇番と〇〇番があり、そこに建物があるのをご確認いただけますでしょうか。そちらに既存の住宅がありますが、そこを今回は管理棟として使って、その〇〇の〇〇番になりますが、そこを駐車場として利用する計画になっています。それ以外の場所については、〇〇スペース或いは緑地という計画になっています。水道等については、整備する予定はありません。

小野澤委員　　給排水の設置計画がなく、あくまでも〇〇を張る場所だけということでいいですか。

事務局　　おっしゃるとおりです。

小野澤委員　　はい。わかりました。

議長（会長）　　他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。計画変更１について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号１の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号２の案件につきまして、小野委員より説明をお願いします。

小野委員　　ご説明します。〇〇が〇〇の道路を新しく造るにあたって、〇〇近くまで持ってくるので道路を広げるため、土地買収に絡んでいます。〇〇が所有するアパートに〇〇が来てしまうので、そのアパートを移転するために〇〇の土地を購入するという申請です。地図で見ていただくと、〇〇の裏側です。地図の上の方から、〇〇の方に向かって降りてくるという移転です。〇〇番の土地を申請して〇〇番から移るということになるかと思います。ご承認をよろしくお願いします。

議長（会長）　　ありがとうございました。それでは、番号２の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員　　地図の中でこの該当地に対するアクセス道路はどこになるのでしょうか。

議長（会長）　　事務局、お願いします。

事務局　　五十嵐委員のご質問にお答えいたします。資料１１ページ地図をご覧いただくと、〇〇番、〇〇番がありますがその〇〇に道路があります。地図上だと線になっていますが、平面図ですと道になっています。

五十嵐委員　　３メートル道路ですか。

事務局　　はい。そうです。

小野澤委員　　これは１３ページを見ると一番わかると思います。１３ページに進入出来るこの境界線が入った道路が表示されていますので、このように入ってきて、広い道路から駐車場に入るということですよね。

議長（会長）　　五十嵐委員、よろしいですか。

五十嵐委員　　はい。わかりました

議長（会長）　　他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号２の案件につきまして、賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定とします。続きまして、番号３の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いしま

す。

杉田委員　　お願いします。資料は１４ページ、１５ページ、１６ページです。場所は、○○の集落内○○、○○から○○メートルぐらい下へ入ったところです。○○地区の○○の道を挟んで○○隣りの土地です。譲渡人は、○○で○○在住の方です。この方は相続で取得しましたが、長年耕作出来ずに、数年前までは荒れていて山林化していました。それが数年前一旦伐採をして、畑になった場所です。若干の自家用野菜を耕作はしているようですが、ほとんど耕作はされずに管理されているような土地です。それで○○としても管理が出来ないということで譲りたいということでした。譲受人の○○は、１４ページの地図を見ますと、該当農地のすぐ下○○番が○○です。○○のすぐ裏の土地になります。○○は○○で、外構、外壁、庭床をやっていまして、レンガ、ブロック、砕石等々、自宅にも積んでありかなり手狭の状況だということです。今回、事業を拡大するにあたって資材置き場、倉庫を確保したいということで、○○のすぐ○○に隣接する土地の方が譲りたいということで話がまとまりました。よろしくお願いします。

議長（会長）　　ありがとうございました。番号３の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号３の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願います。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号４の案件につきまして、上原真由美委員より説明をお願いします。

上原真由美委員　　よろしくお願いします。資料は１７ページから１９ページをご覧ください。場所は、○○の○○で○○入口の○○になります。譲渡人の○○は、○○年に○○より相続をした土地です。その間は○○が管理をしていたそうです。譲受人の○○ですが、今の敷地が手狭となっていて土地を探していたところ、この土地を求めたそうです。駐車場と資材置き場として利用したいということです。１９ページですが、真ん中より上に水路がありますが、その水路の上は従業員の駐車場にしたいそうです。水路は段差があり、そのまま残しておくということだそうです。その水路の下側ですが、下はトラック、あと○○台ぐらい置くそうです。資材置き場は、農機具、中古の機械、回収してきた機械を置くようにするそうです。この下の敷地には砕石を敷いて、自然

浸透するということです。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）　ありがとうございました。番号４の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員　資材置き場の地面は、砕石を敷いてあるだけで養生はしない解釈でいいですか。

事務局　砕石のみです。

五十嵐委員　農業用機械、農機具の回収しているところは、雨が降ると見てもらうとわかりますが、油が浮いたりします。普通は、下は防水シートを敷くか、舗装をしてあって、地下浸透しないようになっていると思います。水路があって、採石を張って、自然浸透しますと言われると、環境的に考慮が必要ではないですか、いかがでしょうか。

議長（会長）　事務局、補足説明お願いします。

事務局　書類を見る限り、砕石のみになります。業者さんと生活環境課へ委員さんからご意見があったということを伝えさせていただいて、そのような処理をさせていただければと思いますが、よろしくお願いします。

議長（会長）　五十嵐委員、よろしいですか。

五十嵐委員　はい。

議長（会長）　他にありませんか。

白石委員　場所を見ますと、隣に○○、○○が道路沿いで、この資材置き場の資材は、廃棄資材等かという気がします。間に従業員の駐車場があるということですが、環境的に見た目、週辺の了解を得ているということだと思いますが、その辺はどうなっているのでしょうか。

事務局　近隣の同意、或いは、○○の意見書もいただいており、問題ないかと思われます。

議長（会長）　　よろしいですか。

白石委員　　はい。

議長（会長）　　他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号４の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　　全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号５の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員　　よろしくお願いします。資料は２０ページになりますが、〇〇に〇〇があり、インターネット等で事業を拡大しているところです。ここに出ています道の右側が最初に始めた店舗兼住宅になります。しばらくして、結構、県外客を始めとした来客が非常に多くなり、接続する道に片側に何台も車を駐車し、広い道ではないので、すれ違いが出来ず不便が生じることが多々ありました。近くの〇〇が、道の反対側の農地を駐車場用として貸すという話をして、砕石を道路側に敷いて、駐車場として使用していました。今回、農地を〇〇筆譲渡するということで、〇〇から〇〇への５条申請をします。２２ページに概要の図面が出ていますが、道路側に、現状、砕石を敷いて駐車出来るようになっています。半分から下が、植栽、野菜、花を作付するような予定にはなっています。農振も外れていますが、周辺の隣接土地所有者、関係者等の承諾も得られています。この案件に関しては、事業申請になっています。ご審議の方よろしくお願いします。

議長（会長）　　ありがとうございました。それでは、番号５の案件につきまして、ご質問ご意見ある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号５の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号６の案件につきまして、保科委員より説明をお願いします。

保科委員　　２３ページ、２４ページ、２５ページになります。〇〇の〇〇の場所になります。２５ページの図でご説明したいと思います。中央を資材置き場として購入をしたいということです。場所は右上から左下に向かって、なだらかな傾斜地になっています。昔、土石流があったか

と思いますが、少し深く掘ると大きな石が出てくる土地です。この場所は、すぐ左側に細い道があるだけで、ここに入るためには右上の土地を通らせてもらって、今までで耕作していたというところです。ここは左下の方から、家が出来てきています。道と書いてある下側に６メートル幅の大きな道が、左から右に向かって出来ていますので、資材置き場には大型トラックも十分入るような地域になっています。ご審議の方お願いします。

議長（会長）　ありがとうございました。それでは、番号６の案件につきまして、ご質問ご意見ある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号６の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）　全員賛成と認め、決定といたします。

事務局　前回、五十嵐委員からの質問があり回答しますので、よろしくお願いします。

３月の総会でありました、まず土地改良区の賦課金と地目変更についてご説明します。まず土地改良区の賦課金ですが、地目を変更しても水路が使える状態であれば引き続き賦課金は収める必要がありますが、土地改良区から除外し、地区除外決済金を納めれば水利費はかかってこないとのことです。土地改良区から除外する前に理由をお聞きしないと必ずしも除外出来るわけではないので、一度土地改良区へご相談していただければと思います。地区除外決済金についてですが、１平米あたり１０円から６０円かかるとのことです。続いて地目変更についてですが、法務局へ確認したところ、地目変更の登記申請書、地図、写真が必要になるとのことです。市職員と法務局の職員が現場を見に行って、本当にその現況か確認するとのことでした。

議長（会長）　よろしいですか。それでは、休憩します。

休憩

議長（会長）　それでは再開します。第５号議案に入ります。第５号議案、農用地利用集積等促進計画について説明をお願いします。

事務局　説明の前に自己紹介をさせていただきます。今年度から中間管理事業を担当させていただきます、福川佳菜子と申します。よろしくお願

いします。
　第５号議案、農用地利用集積等促進計画４月分について説明します。所有権移転は１件、４筆、合計５，２４０平方メートルです。利用権設定は、２２件、３０筆、合計４７，７６５平方メートルです。全体の合計は２３件、３４筆、合計５３，００５平方メートルです。

議長（会長）　ありがとうございました。ご確認いただきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。

田口委員　小野澤委員のエリアで確認をしたいと思いますが、〇〇の土地の所有者の方からお聞きましたが、ここの地域を〇〇が一括、借りてもらうようになったのでしょうか。

小野澤委員　はい。

田口委員　〇〇のエリアを全部、〇〇で借り受けてもらって懸案事項が１つ解決しました。

議長（会長）　よろしいですか。

田口委員　ありがとうました。

議長（会長）　他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。第５号議案、農用地利用集積等促進計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、第１回農業経営改善計画認定意見聴取に入ります。今回は１件出ています。事務局より説明をお願いします。

事務局　第１回農業経営改善計画認定審査会議案をご確認ください。１ページをご覧ください。〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇番地です。営農類型は、複合経営で稲作、露地野菜、目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は〇〇時間、目標は〇〇時間です。主たる従事者の人数は〇〇人です。生産について、水稲、ブロッコリーを栽培しています。目標に向け、水稲の作付面積を増やします。（２）農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業については水稲の作業受託があり、年々需要が高ま

っていることから目標は〇〇円となります。次のページに行きまして、（３）農用地及び農業生産施設については、農用地が〇〇アールあり目標は〇〇アールです。農業生産施設はライスセンターを〇〇棟所有しており、目標も同様です。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、栽培過程で化学合成農薬と化学肥料を抑えた特別栽培米を生産しています。今後も減農薬栽培に取り組み付加価値の高い米の生産に努めていきます。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、〇〇に〇〇申告の作業を委託し負担を軽減していきます。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、人材確保に向けて臨時雇用者の従業員の休暇、休憩時間を整備します。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者については、規模拡大により作業時間が増えるため延べ人数が増える予定です。次のページに行きまして、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画については、トラクター、コンバインを確保していきたい計画となっています。

議長（会長）　ありがとうございました。それでは、担当地区の井出委員より補足説明をお願いします。

井出委員　お願いします。〇〇は、〇〇歳になられます。退職されて〇〇年経ち、専業農家になりました。主に米を作っていまして、地域は〇〇区になります。農業を専業で始めてからライスセンター等を所有し、委託の作業を受けて〇〇区のリーダー的存在で頑張っています。実質〇〇人で作業をしていますが、繁忙期にはお手伝いの方がいらっしゃり、〇〇人で作業をして頑張っています。これからも委託の事業が増えると思いますので、しっかり受けていきたいというお話でした。特段問題ないと思います。頑張っていますので、認定の方をよろしくお願いします。

議長（会長）　ありがとうございました。一生懸命頑張っているということですが、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、第１回農業経営改善計画認定審査会につきましては、終了とさせていただきます。

本日の提案事項につきましては全案件終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議事録署名人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※直筆でお願いします）